一～五　（略）	一～五　（略）
六　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（前各号に該当するものを除く。）	六　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（前各号に該当するものを除く。）
七　（略）	七　（略）
附　則 この省令は、令和七年十月一日から施行する。	

法規的告示

○総務省告示第三百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第五項において準用する同条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年九月四日

総務大臣　村上誠一郎

政党	
政治団体の名称	代表者の氏名
チームみらい	安野　貴博
	会計責任者の氏名
	安野　貴博
	主たる事務所の所在地
	東京都港区南麻布二―八―二一
	政党となった年月日
	七（令和）、七、二〇

○文部科学省告示第七十二号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月四日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和八年度に令和十三年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。	**第三条**　文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和七年度に令和十二年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。
一・二　［略］	一・二　［同上］
2　文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百二十人を超えない範囲で認可を行うものとする。	2　文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十人を超えない範囲で認可を行うものとする。
3　［略］	3　［同上］
附　則	**附　則**
1・2　［略］	1・2　［同上］
3　令和七年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和八年度に令和十三年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。	3　令和六年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和七年度に令和十二年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。
4　［略］	4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○宮内庁告示第十一号

天皇皇后両陛下は、科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム（IGISフォーラム）第二十二回年次総会開会式及びオープニングセッションに御臨席並びに地方事情を御視察、併せて二〇二五年日本国際博覧会会場を御視察のため、十月四日から同月六日まで京都府及び大阪府へ行幸啓になる。

令和七年九月四日

宮内庁長官　西村　泰彦

○外務省告示第三百三十二号

令和七年七月三十日にムババーネで、エスワティニ王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　志水史雄在エスワティニ大使

世界食糧計画側　アシュラフル・アミン在エスワティニ事務所代表

令和七年九月四日

○外務省告示第三百三十三号

外務大臣　岩屋　毅

令和七年七月三十一日にマセルで、レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入